平成２５年（フ）第２３０６号
横浜市南区大岡３丁目６番11号　向田荘103号
債務者　小池　賢二
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３１０号
横浜市青葉区しらとり台56番地７　アップルハウス青葉台202
債務者　重政　太郎
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３８６号
横浜市保土ケ谷区星川３丁目４番20号　けやきハイツ１－Ｂ号
債務者　今橋マキ子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３８８号
横浜市南区共進町３丁目74番地４　エクセランス蒔田１Ａ
債務者　松原　千夏
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４号
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目38番44号　エスポワール102号
債務者　鈴木　弘美（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７６９号
大阪市住之江区粉浜西１丁目１番16号　パールスクウェアー707
債務者　西本　吉久
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５４号
栃木県宇都宮市大曽５丁目３番56号　イノセコーポ３号室
債務者　滝田　淳子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１号
栃木県下野市石橋949番地５
債務者　小池　　実
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２２２号
横浜市金沢区並木１丁目１番４―302号
債務者　中間　幸代
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６３号
岡山市南区新保1124番地１　フローラルアート103、旧住所岡山市北区富田505番地１
債務者　下平　高治
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２５号
岡山市北区久米149番地１
債務者　清水　直子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７８号
栃木県宇都宮市峰２丁目19番14号　サンライトハイツ関口207
債務者　服部　久哉
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５６号
静岡市清水区梅ヶ谷140番地　ハイツ　ラ・セーヌ103、旧住所静岡市清水区押切860番地の59
債務者　清水　信行
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８３号
静岡市葵区南瀬名町16番７号　駿河ハイツ201号
債務者　鬼頭　芳子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２７号
静岡県浜松市西区馬郡町95番地の15
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係